

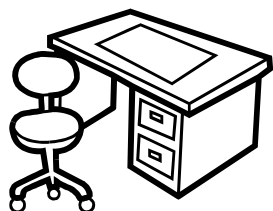
【センターの目的】

長野市の聴覚障害者支援事業を受託運営し、聴覚障害者の自立及び社会参加の促進を図るための支援を行います。

* 手話通訳・要約筆記の申請の流れ *

申請できるのは、長野市に住む聴覚・言語障害者です。
(要約筆記は聴覚障害者のみ)

①「長野市手話通訳等派遣申出書」を書いて、**テフネットながの**に出す。(FAX可)



テフネットながの



長野市の聴覚障害者Aさん

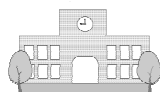
②通訳者が決まったら、**テフネットながの**から自宅にFAXが届く。

手話通訳・要約筆記者には**守秘義務**があります。
通訳中に知った情報は、他の人には話しません。
安心して利用して下さい。利用料は無料です。

* こんなときは、手話通訳・要約筆記をご利用ください *

- ア** 健康管理に関すること。(病院、健康診断、保健所での相談など)
- イ** 職業に関すること。(ハローワークでの相談、就職の面接など)
- ウ** 教育に関すること。(保育園や学校の行事、授業参観、PTA活動など)
- エ** 福祉活動に関すること。(聴覚障害者協会など障害者団体が主催する行事)
- オ** その他(保険の契約や土地の売買など折衝を伴うこと、官公庁での相談、運転免許の更新、年金の相談、地域の会議、冠婚葬祭など)

くわしいことは**テフネットながの**にご相談ください。



* 「長野市手話通訳等派遣申出書」の入手方法は… *

- ・ **テフネットながの**又は市役所障害福祉課にあります。
- ・ **テフネットながの**のホームページからもダウンロードできます。
- ・ ご自宅に郵送も可能です。ご希望があれば連絡ください。

聴覚障害者向けの講座や講習会も開催しています。(年間5回)

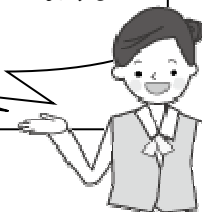


* 企業、団体、官公庁等の皆様へ *

企業、団体、官公庁等からのご依頼により、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。その際はご依頼元で通訳料をご負担いただきます。料金につきましてはお問合せください。

お申しいただいた後、詳細について打合せをさせていただきます。研修会、講演会、会議、各種イベント等、様々なご依頼をいただいております。

不明な点をご相談ください。



手話通訳とは

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換する方法です。
講演会等の場合、手話通訳者は話し手の隣に立って同時通訳をします。

手話とは…

手話はろう者のことばであり、音声日本語と同等の言語です。人間の自然な表情や手指の動きなどで構成されています。
ただしすべての聴覚障害者が手話を使うわけではありません。要約筆記や筆談など文字による情報コミュニケーションを主に用いる方も大勢います。

要約筆記とは

話しことばを要約し、その場で文字にして聴覚障害者に伝える方法で、手話を使わない聴覚障害者に有効です。手書きによる方法とパソコンによる方法があります。

また、表記したものを大きなスクリーンに映して大勢の人々に見せる方法と、紙やパソコンの画面等を用いて対象者だけに見せる方法があります。対象者や会場に合わせて適切な方法を選びます。

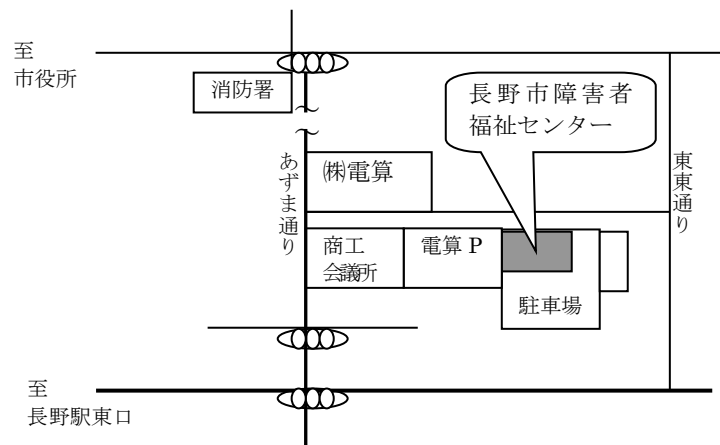
【開所時間】

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ FAX は 24 時間受信していますが、返事等は開所時間内のみの対応となります。

【休日】

土曜日・日曜日・祝日・年末年始



【連絡先】

〒380-0904 長野市大字鶴賀 276-10
長野市障害者福祉センター内

TEL 026-229-5557

FAX 026-229-5558

MAIL deaf-n-n@mx2.avis.ne.jp

H P <http://deaf-n-n.jimdo.com/>

* デフネットながののホームページ *

- ・ デフネットながのが主催する、聴覚障害者向けの講座などの情報があります。
- ・ 「長野市手話通訳等派遣申出書」「機材申請書」がダウンロードできます。
- ・ 手話通訳・要約筆記など、情報保障があるイベントの情報があります。

長野市聴覚障害者センター デフネットながの

利用のご案内



【事業内容】

(1) 聴覚障害者のコミュニケーションに関する事業(受託)

- ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- ② 手話奉仕員養成講座の運営事業
- ③ 登録手話通訳者・要約筆記者の研修
- ④ 聴覚障害者向け講座の開催
- ⑤ 通訳活動に伴う機材の管理
- ⑥ 登録手話通訳者・要約筆記者の健康診断

(2) その他聴覚障害者等の社会参加に必要な事業